

三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金 交付申請マニュアル【障がい区分】(令和6年度版)

1 本マニュアルについて

このマニュアルは、三鷹市内に所在する障がい福祉等サービス事業所を対象とした「三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金(令和6年度分)」の交付申請に必要な事項をまとめたマニュアルです。

本給付金の交付については、三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱(以下「要綱」という。)及びこのマニュアルに基づいて行いますので、本給付金の交付申請を行う際には、必ず、要綱、このマニュアル及び交付申請Q&Aを確認してから行うようにしてください。

2 給付金の目的

食材費の高騰による障害福祉サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的としています。

そのため、この給付金の交付を受ける法人が運営する事業所等では、本給付金により賄える限り、**令和6年度中には、食材費の高騰を理由とする食費の値上げを行わないよう、ご配慮ください。**

※事業所運営に必要な値上げ等を禁止するものではありません。

また、外部委託等により食事の提供等を行っている事業所等においては、本給付金の活用により、委託先業者等への対応を行っていただき、利用者への適切なサービスにつながるようにしてください。

3 対象事業所等及び給付金額

(1) 対象事業所

対象となる事業所等は、障害者総合支援法等に基づき、令和6年4月1日時点で三鷹市内に所在する事業所等のうち、表1に記載のサービス種別です。

なお、区分1及び2に該当する事業所等であっても、次の場合には対象外となります。

ア 令和6年4月1日時点において、休止している事業所等

イ 令和6年4月1日時点において、三鷹市内に所在する事業所等であっても、申請後、交付決定日までの間に廃止する事業所等

ウ 令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間で、障害福祉サービス等を提供した実績がない事業所

(2) 給付金額

サービス種別によって、給付金額が異なります。区分ごとの給付金額は表1のとおりです。

表1

障がい 区分	交付対象	交付額
1 通所系 サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援 ※昼食の提供を行っている事業所に限ります。(※1)	1事業所当たり 7,500 円に別に 定める算定方法により算出した 通所者数を乗じた額
2 居住系 サービス	施設入所支援、共同生活援助、短期入所 ※施設入所支援及び共同生活援助と同一の事業所で 行われる短期入所は、当該事業所サービスに含みま す。	1施設当たり 27,000 円に基準 日における入所者数を乗じた額

(※1) 特定の期間のみ昼食の提供を行っている場合は、交付対象となりません。

4 基準日

基準日は、令和6年4月1日(月)です。

5 通所者数の算定方法

表1の「区分1」における別に定める算定方法は、次のとおりです。

次のアとイの2つの方法により算出された数のうち、多い数

ただし、この方法により算出された数が定員を超える場合には、定員とします。

ア 基準日において通所している利用者の人数

イ 令和6年3月 25 日～3月 29 日に通所した利用者の合計人数を5で除した人数(小数点以下四捨五入)

例:4月1日に 10 人利用、3月 25 日～3月 29 日には平均 14 人利用の場合には、「14 人」が給付金算定に用いる通所者数になります。

なお、いずれの計算においても、利用者の人数は、その日の開所時間の中で、サービス提供を受けている利用者が最も多い時間の実人数としてください。

例:10 時には 12 人、14 時には 15 人、16 時には 13 人の利用者が事業所でサービス提供を受けている場合には、「15 人」となります。

6 入所者数

上の表の「区分2」における入所者数は、基準日において、現に入所している利用者の実人数です。入院等により、基準日に利用されていない方は含みません。

ただし、入院等の期間が短期間であるため、利用契約が基準日において継続している場合には、入所者数に含みます。

7 交付申請の方法

(1) 申請書等のダウンロード

市公式ホームページから、申請書等をダウンロードしてください。

三鷹市ホームページ(<https://www.city.mitaka.lg.jp/>)

トップページ > 福祉・健康 > 障がい福祉 > 障がい者支援サービス > 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金について

(2) 交付申請書等の作成

給付金の支給対象は法人です。交付申請は、法人単位でとりまとめて行ってください。

ただし、同一法人において、障害福祉サービス等の事業所の他に、介護サービス等の事業所を運営している場合には、介護分は別申請となりますので、このマニュアルに基づく申請からは除外してください。

(3) 必要書類

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 申請事業所一覧表(様式第1号別紙1)

ウ 通所者数算定シート(様式第1号別紙2)※区分1のサービス種別のみ

(4) 申請書等の提出

申請書等が完成しましたら、交付申請の締切日までに、郵送(推奨)又は持参により、次の担当窓口へ提出してください。

【担当窓口(提出先)】

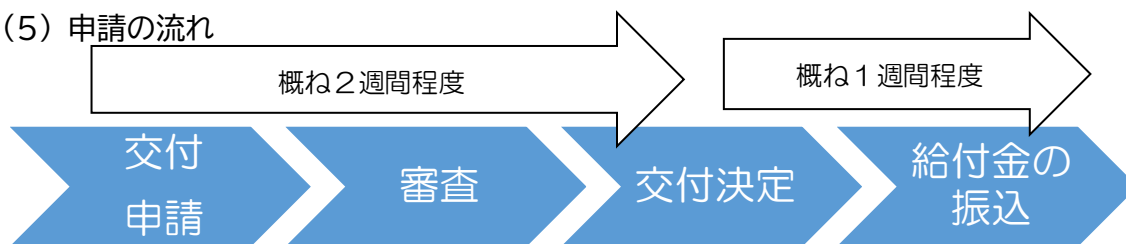
《郵送の場合》〒181-8555 三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課 障がい者支援係

※ 封筒のおもてに、「支援給付金交付申請中」と赤字で記入してください。

《持参の場合》三鷹市役所本庁舎1階 16 番窓口(障がい者支援課)

※ 申請書等を受付後、市において申請内容の確認を行います。申請書の内容に不備等があった場合には、個別にご連絡を差し上げたうえ、修正等の対応を行っていただきます。

(5) 申請の流れ



【締切】令和6年6月28日(金) 午後5時 必着

【提出書類】

- ・ 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・ 申請事業所一覧表(様式第1号別紙1)
- ・ 通所者算定シート(様式第1号別紙2)
- ※ 区分1の通所系サービスのみ

交付決定通知書の
送付

8 交付申請の締切日

令和6年6月28日(金)午後5時まで(必着)

※郵送される場合、消印有効ではありませんので、ご注意ください。

※締切日を過ぎてからの申請は一切受理できませんので、あらかじめご承知おきください。

※締切日直前になりますと、申請が集中し、審査・処理に時間がかかる場合がありますので、早期の申請のご協力をお願いいたします。

9 証拠書類の保管

要綱の第6条に規定している「別に定める書類」は、次のとおりです。交付決定日の属する年度の終了後、5年間保管してください。

(1) 交付決定通知書(様式第2号)

(2) 収入及び支出の関係を示す書類(決算書類等)

(3) 給付金額の算定の根拠となる通所者数、入所者数を示す書類(サービス提供記録など)

なお、要綱の第7条に規定している調査等の際に証拠書類が確認できない場合には、要綱の第8条及び第9条の規定により、給付金の返還を求める場合があります。不足がないように必ず保管しておいてください。

10 問い合わせ先

申請等に当たっては、要綱及びこのマニュアル、Q&Aを必ず確認いただいたうえで手続きを行うようにしてください。

これらを確認いただいたうえで、ご不明点がある場合は、次の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】三鷹市健康福祉部障がい者支援課障がい者支援係

TEL:0422-29-9232

メール:shien@city.mitaka.lg.jp